

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則（案）
意見募集の趣旨	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」。）の施行に伴い、道路法等が一部改正され、地方公共団体は、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を地方公共団体の条例に定めることとなったため、県では、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（以下「県条例」という。）」を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則（以下「県規則」という。）を制定しています。</p> <p>今回の改正は、令和3年4月1日に、県規則が参酌すべき国の基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」が改正されたことを受け、県においても適切なバリアフリー化を進めていくため、省令を参酌の上、「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」を一部改正し、旅客特定車両停留施設の構造等について基準を加えます。</p> <p>このため、広く県民の皆様から改正案に対するご意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和5年1月13日（金）から 令和5年2月10日（金）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9-6 交通基盤部道路局道路整備課 縣市町道班（県庁本館2階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3565（静岡県交通基盤部道路局道路整備課）</p> <p>3 電子メールの場合 douro_seibi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	交通基盤部 道路局 道路整備課 縣市町道班 電話番号 054-221-3018
備考	<p>いただいた意見（類似する意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページ等でお示しします。</p> <p>意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。</p>